

高校教育課程における実生活との結合と乖離と

——「家庭一般」女子必修方式解体によせて——

佐々木 享

1. はじめに——「家庭一般」女子必修方式解体が提起した二つの問題
2. 教育と実生活とを結合する課題と高校教育の目的
3. 家庭科を選択科目とした初期の高校教育課程
4. 女子は家庭科4単位履修が望ましいとした1955年の高校学習指導要領改訂
5. 1960年の高校学習指導要領改訂——「家庭一般」の女子準必修化
6. 1970年改訂——「家庭一般」女子必修化と男女共学運動のはじまり
7. 「家庭一般」は「総合学習」でという教育制度検討委の構想
8. 1978年の高校学習指導要領改訂と勤労体験学習
9. 家庭科教育に関する検討会議報告と「家庭一般」女子必修方式の解体
- 10.まとめ——高校における教育と実生活との結合の追求を

1. はじめに——「家庭一般」女子必修方式解体が提起した二つの問題

1989年3月に小・中・高一斉に行われた学習指導要領改訂の最も重要な特徴の一つは、女子差別撤廃条約との関係で、少なくとも形式的には、女子に固有な科目あるいは学習領域を女子に強制的に学ばせる制度を撤廃したことである。具体的には、中学校の技術・家庭科における学習領域の男女別指定をやめ、木材加工、電気、家庭生活、食物の4領域を男女の必修とし、他の全領域を男女の選択としたこと、高校における「家庭一般」女子必修方式を解体し、「家庭一般」と新設の「生活技術」「生活一般」の3科目中1科目を男女に選択必修させることにしたことである。

周知のように保守勢力は、性別役割分業観を初等中等教育段階から植えつけるために、女子専用科目（戦前にあっては裁縫・家事、戦後には「家庭一般」及びその前身諸科目）を女子に履修させることに、長年にわたって固執してきた。高校における「家庭一般」女子必修方式に至っては、1960年の高校学習指導要領改訂以来、むしろ強められてきた。こうした経過からみると、今次改訂における性別履修方式原則の撤廃は、高校教育課程編成の制度的基準における男女差別を撤廃したという点で歴史的な意義をもっている。

しかし、今次のこの改訂の意義は、たんに性別履修方式の撤廃にとどまらず、高校の教育課程の全体構造という面からみると、実生活との結びつきの強い科目を中等教育である高校の必修科目としたという特別の意味をもつ。「家庭一般」と新設2科目がいずれも家庭科に属する科目とされているなどの限界があるとはいえ、この面からみた改訂の意義は改めて注目に値する、と筆者は考える。

本稿では、「家庭一般」女子必修方式の解体とこれに応じて新設された科目及びその履修方式を、高校教育課程の全体構造における論点のひとつである教育と実生活との結びつきという観点から歴史的に考察する。ここには高校教育課程の性格、構造にかかわる重要な問題がふくまれているが、本稿では重要な論点を歴史的に素描するにとどまらざるを得ない。

2. 教育と実生活とを結合する課題と高校教育の目的

近代学校の教育は、実生活をその土台としながらも、実生活からきりとったあれこれをそのまま教授するのではなく、母国語を系統立て、人間が発見し発達してきた数学、自然科学、歴史、地理、芸術など文化諸領域の法則性に依拠しながら、人間の成長・発達を促すための教育内容を教科・科目等として組織してきた。

こうして成立した近代学校の教科組織は、究極的にはその教育を受ける人間の発達とその実生活の充実・向上を企図しながらも、他面では、絶えず実生活から乖離する傾向を強めてきた。この事実に着目した民主主義的な教育家、教育思想家の間に、人間形成を完全なものたらしめるために教育と実生活とを結合するという課題意識が生まれたことはよく知られている。

教科組織やその内容と実生活との乖離という現象は、中等教育にとくに顕著であった。しかし、西欧諸国よりずっと遅れて中等教育を組織化し始めたわが国では、西欧の中等教育ではその中核とされたラテン語、ギリシャ語などの古典語を最初からとりいれず、母国語、近代外国语、数学、近代的な自然科学の教育を重視してきた。この点に着目した谷口琢男は、わが国近代の中等教育を実学主義的中等教育と特徴づけている¹⁾。しかし、わが国中等教育の教科組織においても、実生活との乖離は著しかった。とりわけ、1899（明治32）年の中学校令が中学校教育の目的を「高等普通教育」に一本化して以後にそれが顕著となった。この点をとらえた阿部重孝が中学校教育の実学化を中等教育改革の課題としたことはよく知られている²⁾。

他方、女子に中等教育を課した高等女学校は、中学校と同じく「高等普通教育」を目的に掲げながら、これに「女子ニ須要ナル」という限定を設け、この趣旨にそって裁縫、家事という実生活と強く結びついた教科を設け、一貫してこれを重視してきた。しかし、ここで想定されていた実生活は、厳しい家制度のもとでの女性の位置に関連し、家庭経営、家事労働に固く結びつけられ、社会的な生産労働とは切り離されていた。ここに高等女学校に期待された役割と大きな限界とがあった³⁾。

*近年になって女性史研究が活発になり、女子教育史についても相ついで新知見が提供されるようになったが³⁾、管見の限りでは、高等女学校やその裁縫・家事の教育の事実とその歴史的評価に関する研究業績は今日なお意外に少ない。ここではさしあたり、家制度との関連に着目して家庭科教育の位置を解明しようとした外崎光広『家庭科教育の理論』（高知市民図書館、1962年）、同『家庭科教育の自主編成』（明治図書、1969年）などに注目しておくにとどめる⁴⁾。

またわが国では、明治末年以来、実生活との結びつきの強い教科や実習を重視する実業学校を中学校に準ずる学校として発達させてきた。

1943（昭和18）年の中学校令は、中学校、高等女学校、実業学校を中学校として単一化したが⁵⁾、3

種の学校の教育組織における実生活との結びつきの問題は、それぞれ従前のままであった。

戦後改革によって創出された高等学校制度は、こうした歴史的経過を承けて、中等学校としての単一化を実現したが、同時に、実生活との結びつきをどう実現するかを改めて重要な課題とした。

高校教育制度は高等普通教育と専門教育とを併せ施すことを目的に掲げて出発した（学校教育法第41条）。高校教育における専門教育の教科目は、極めて僅かな例外をのぞけば、その大部分が職業教育に関する教科目で構成されている。高校教育は高等普通教育と職業教育の教科目を併せ施すこと目的としているわけである。換言すると、高校教育はその教育課程に職業教育科目をふくみ込むことによって、教育と実生活との結びつきを強めることを制度の発足当初から企図していた。この目的を教育課程の面で具体化することは、民主主義的な高校教育を構築するための不可欠の要諦であり歴史的課題であると筆者は考える⁶⁾。

いうまでもなく、高校職業学科（1962年までは職業課程と称していた）では発足の当初から普通教育と専門教育（=職業教育）とを併せ課してきた。したがって、普通教育と専門教育とを併せ課する課題をどう実現するかは、もっぱら、高校教育のなかで過半（1988年には生徒数の74%）を占めている普通科（1962年までは普通課程と称していた）における最も重要な問題点であった。

3. 家庭科を選択科目とした初期の高校教育課程

家庭科教育——本稿では現行の「家庭一般」及びその前身の諸科目をさし、家政科、被服科等の専門学科としての家庭科教育をのぞいて考えている——をめぐる動きは、普通科にも専門教育を課するという課題とは重なる部分をふくみながらも、基本的には別個の問題として展開した。

新制高校の前身の一つである高等女学校では、家庭科の前身である裁縫、家事は、時間数の点ではもちろん、良妻賢母教育という教育の趣旨の点からみても最も重要な教科の一つとされていた⁷⁾。たとえば、中等学校令（1943年制定、施行）下の高等女学校では、家政（被服・家事）は、授業時間数で見ると高等女学校の教科及び修練中最多の約20%を占めていた（表参照）。増課教科は家政科、実業科または外国語科にあてるごとにとされており、家政科の比率は20%を超えることはあっても、これを下まわることはなかった。

高等女学校における家事、裁縫教育のこのような位

置づけは、政策主体がこれを強要しただけでなく、女性自身がその必要性を認めていたところに、事態の複雑さがあった。たとえば、戦前日本で最も熱心に男女共学を主張していたことで知られる小泉郁子が1933年にまとめた「中学校に於ける男女共学実行案」すらも、男女共通基礎科目のほかに、「女子に特殊なる家事、裁縫」を男女各別基本科目として、さらに「女子に特殊なる家事、裁縫、挿花、點茶」を増加科目とすることを提案していた⁸⁾。この事実を紹介した橋本紀子は、「男女共学制の早期実現のために、当時の日本社会の常識を重んじたためであろう。」「生活知識の学習は男女共に必要であると力説していた小泉さえも、実際の場面でこの常識をのりこえることは困難だったのであろう」と書いている⁹⁾。優れて先進的な女性にさえみられたこの「常識」を克服する課題は、戦後教育において改めて問われることになる。

発足当初の新制高校に適用された教育課程編成の基

中学校・高等女学校の教科及び修練の週時間数
(4年制)

		中学校	高等女学校
国民科	修身	6 (4.2)	6 (4.2)
	国語	20 (14.1)	18 (12.7)
	歴史 地理	12 (8.5)	10 (7.0)
理科	数学	17 (12.0)	10 (7.0)
	物理 象生	19 (13.4)	13 (9.2)
	生物		
家政科	家政 育児 保健 被服	家事	12 (8.5) 16 (11.3)
	教練 体操 武道		12 (8.5) 14 (9.9)
	音楽 書道 図画 工作		14 (9.9)
実業科		(8)	
外國語科		8+(8) (11.3)	
増課教科			14 (9.9)
修練		12 (6.3)	12 (6.3)
計		142 (100)	142 (100)

準に関する通達（発字第156号、1947年4月7日）は、男女差別撤廃の趣旨から必修制の教科・科目とその単位数を男女同一とし、女子についても家庭科を必修とはしなかった。

1948年に高校教育課程の基準の改訂が検討された際に、普通科にも専門教科を必修として課するという問題も議論された。この専門教科としては、職業教育の教科だけでなく、家庭科もふくめて検討された。しかし、いずれにせよ、専門教科を必修化する構想は実現しなかった。

*新制高校家庭科の成立過程を研究した朴木は、「普通教科」としての「家庭」は、部分的には男子も学ぶことが奨励されていたが、基本的には大部分の女子のための教育と考えられていたこと、1948年になって設置された新制高等学校教科課程研究委員会では、全ての生徒に対して職業教育を行なうことが了解されていたこと、などを明らかにし、後者では、普通教科としての家庭科が職業教科とみなされていたことを指摘している¹⁰⁾。

他方家庭科については別の動きがあった。家庭科は高校教育課程の基準としては選択制の教科とされていたが、文部省の内外では家庭科関係者を中心として、家庭科は男子も学ぶことが望ましいとされていたとはいえて、女子には家庭科を必修にすべきだという声が根強かった。たとえば、戦後初期における高校教育課程編成の基準の全体構造をしめした文書として注目されている文部省学校教育局『高等学校教科課程の解説』(1949年4月)は、男女共学校、いわゆる男子系の高校、女子系の高校の3者を区別してつぎのように述べていた。

「普通教育を主とする男女共学の学校であれば、表の国語から外国語に至る28教科（現在の「科目」にあたる——引用者）と、合計15単位程度の職業教科をおくがよい。普通教育を主とする男子だけの学校であれば、表の国語から外国語に至る28教科から家庭科に関する教科を除いた22教科と、合計15単位程度の職業教科をおくようにしなければならない。普通教育を主とする女子の学校では、この表の国語から外国語に至る28教科と若干の職業教科とをおくようにするがよい。」(66~67ページ)

ここで注目されることの一つは、普通科においても（女子校をのぞき）15単位程度の職業教科を開設することが推奨されていることである。他の一つは、家庭科の扱いが男子校と女子校とでは違っていることである。すなわち、家庭科に関する教科目は、男子校では

開設する必要はないが、女子校では開設する必要があり、その分だけ女子校では職業教科を減じてよいとされている。家庭科の教科目は女子用科目として位置づけられていたわけである^{*}。さらにいえば、この『解説』が職業教科と家庭科とを、実生活との結びつきという観点で同列に並べていたわけではないことも、注目しておく必要があろう。

*この書物は、種々なことがらを多面的にのべているので、ある文章の一部だけを引用すると誤解を招きかねない。たとえばある家庭科研究者はこの書物の26ページから「……家庭科では栄養・献立・衣服・家庭経理・住居経理・保育・家庭衛生・家庭看護についての生徒経験が取扱われるし、実業では、家屋の維持修理、家具および設備についての指導が行われる。これらの経験はできるだけ多く、男女生徒と一緒にしてやらせるがよい。ある教科、おそらく社会や家庭の教科では、男女生徒と一緒に、家族とそれが家族の人々に対する奉仕、子供の個性に対する家族の影響、性格陶冶に対する家族の重要な役割および家族を民主主義的な結合体としての可能性を学習することが大切である。誰もが力を合わせて正しい家族生活を営んでゆくために相互扶助という基礎の上に家族を構成するにはどうするよいかということ、妻と母が家庭の外に興味を満たすものをもつことの必要および家族としての余暇の使い方、などの家族生活の問題も男女生徒が一緒に討論し、家庭と家具の計画、家族収入の予算、家族支出に対する収入の関係および買物など、家族生活の経済的な面の研究も男女生徒が共にしなければならない。」という文章を引用して、これを、家庭科が「単なる技能教科ではない、男女共修の教科と考えられて」いる証拠としている¹¹⁾。ところがこの引用文は、元来、「大多数の人々の幸福は、その人達の営む家庭の種類と、その人々が家族達とどのようにしてくらしていくかによるものである。それ故、新制高等学校の生徒は、現在および将来において、幸福な家庭生活を営む助けになるような多くの経験をもたなければならない。その経験の中には、大多数の女生徒の場合に、料理・栄養・衣服経理・育児が上手になり、家庭を便利で心地よくするばかりでなくこれを美しくすることが上手になるような経験を含む。このような指導はこれを希望する男生徒にも受けさせる。新制高等学校の多くの教科がこの目標の達成に寄與するが、ことに家庭科では」という文章の続きなのである。ここでは

「大多数の女生徒」と「希望する男生徒」とが家庭科を履修するであろうことを前提的認識としている、と読むべきではないだろうか。

同じ1949年の8月に刊行された『学習指導要領家庭科編 高等学校用』(この版には、同時期に発行された他の学習指導要領と違って「試案」の文字がない)は、この教科を学ぶことは「男女にひとしく必要なことであるが」という原則的観点に言及しているものの、これに続けて、「特に女子には」「家庭生活の一般に関する学習を少なくとも14単位必修させることが望ましい」とのべて(2ページ)、家庭科が事実上女子用教科の性格をもつことを露骨に表明していた。

以上の経過からみて、戦後初期の家庭科の位置を、「小学5年生から高校3年生まで一貫した内容で捉え、小学5・6年生は必修、中学校では職業科の一つと位置づけて必修、選択、高校では実業科の一つと位置づけて選択とし、いずれも男女共修を原則とした」と評価する¹²⁾のが正しくないことは明かである(下線は引用者による)¹³⁾。選択制の科目はあくまでも選択制である^{*}。

*男子も選択し得るから「共修」だというのであれば、高校には男子が履修してはいけない科目など存在しないから、高校の科目はすべて共修だということになる。「共修」という法律家らしからぬことば遣いが上述の文章をなりたたせているとしかいいようがない。

現実には新制高校発足当時に家庭科はどのくらい履修されていたのだろうか。

この時期の高校では、生徒による選択制が広範に実施されていたため、教育課程の実施状況を正確に把握するには困難が多い。よく引用されるのは、大照完・佐藤昭一「高等学校生徒の選択科目選択状況および卒業単位取得状況について(その1)」『中等教育資料』第1巻第11号、1952年である。前掲注11)の論文もこの文章から引用している(110ページ)。

この論文中の表から、女生徒の26%が「一般家庭I」を履修している、という解釈を下すのである。ところが大照・佐藤論文には、「もし第1学年での必修科目の一般社会をとっている生徒の率をこの方法で計算すれば、各学年生徒数が全く同じと仮定すれば、33.3%になるわけである」「表で解析(I)が38.0%になっているのは、5単位を2箇学年に分けて実施しているとか、今年の第1学年と第2学年とがちょうど同時に解析(I)をやるような回り合わせになったなどの理由によるものである」という注釈がつけられている。実際この論文の表では、「一年間にまとめて履修するよ

う示された科目」(この中には「一般家庭Ⅰ」「一般家庭Ⅱ」「家族」「家庭経理」もふくまれている)のうちで33.3%を超えているのは「解析(I)」のみである。つまりこの表は、ひじょうに多くの女生徒が「一般家庭Ⅰ」を履修している、と解すべきものなのである*。

*ところが、大照らの使った同じデータに基いて、文部省自身が違った解釈(というより錯誤)をしていたところに、問題があった。すなわち文部省初等中等教育局『高等学校普通課程 教育課程実施状況調査報告書(昭和27年7月現在)』は、「高等学校の女生徒が家庭科をとらないということは、現行教育課程の最も大きな難点の一つとして特に家庭科担当の人達から呼ばれてきた」が、「高等学校の女生徒のうち少なくとも約2割5分の生徒は、家庭科を卒業までにとるといえるのではなかろうか」とのべ、若干の仮定を入れると家庭科をとる女生徒は30%程になろうとのべていたのである(3ページ)。

上記の筆者の解釈は、同じ時期、千葉県の公立全日制普通科の女生徒の67.8%が「一般家庭Ⅰ」を、70.7%の者が「被服Ⅰ」を、また57.2%が「一般家庭Ⅱ」を履修しており(学校として女子には必修としている学校が多いことからすれば履修させられている——引用者)、女生徒平均1人あたりの家庭科の単位数は19.5単位に達していると報告されていること¹⁴⁾とほぼ符合している。

家庭科教師たち——その大部分は、数年前まで高等女学校で新制高校の方式で計算すれば4年間に28単位(機械的に計算し直すと3年間で21単位)にも達する家事・被服を女生徒に教授していた——の不満は、学校必修にしなければ女生徒が家庭科をとろうとしないという点にあった*。「高等学校に於ける家庭科(一般家庭5単位)を女子に必修教科とせられたい」という1952年3月に国会に提出された請願書は、家庭科教師たちの要求を如実に物語っていた¹⁵⁾。

*和田「いまの家庭科の先生方の悩みは、生徒が選択したがらないということなんです。家庭科を選択する生徒がすくないということは、けっきょく先生の首にもつながる問題なんです。……いまのところでは東京あたりですと、全体の50パーセントよりちょっと多くくらいしかとっていない、そういうふうな悩みがあるわけです。」
大和「わたしの学校ではちょうど和田先生の学校と反対に女子校へ男子がはいったのですが、……わたしの学校では、一、二年とも2単位ずつ学校

必修にしていますが。¹⁶⁾

4. 女子は家庭科4単位履修が望ましいとした1955年の高校学習指導要領改訂

1955年の高校学習指導要領改訂に結実する教育課程審議会の議論は、第二次中間報告を提出した1953年11月までの段階と、メンバーを一新したその後の段階とに区分して考えることができる¹⁷⁾。

53年4月9日に公表された第一次中間報告は、「高等学校の普通課程と職業課程における共通必修の教科の種類及び内容は、できるだけそろえる。」「男生徒と女生徒による必修教科の区別は原則として考えない」という項目をふくんでいた。「できるだけ」とか「原則として」という文言は討論が難渋したことを示唆しているが、教育課程編成のうえで男女差を設けない方針が出されていたことは明確であった。討論が難渋し、あいまいな文言がそう入される結果になった原因の一つは、家庭科関係者が家庭科女子必修を強硬に主張したことにある¹⁸⁾。

引続き論議を重ねた末に53年11月11日に公表された第二次中間報告は、「高等学校の教育が知的な教養に偏しないように、具体的な仕事(実習)を主体として、勤労を重んじ、生活を科学的に処理していく能力を養うための新教科(家庭科の内容を含む)を必修として課する必要を認める」という仮決定をふくんでいた。高校教育課程の構造をめぐる議論の中で、高校教育と実生活との結びつきを強める必要性が公然と承認されたことは注目に値する。

しかし、実生活との結合をはかる観点から家庭科の内容を含む新教科を設けるという構想は、メンバー新後の教課審が出した答申(第一次、54年10月14日、第二次、55年2月1日、第三次、55年6月27日)にはそのままでは継承されなかった。すなわち第一次答申は、改訂目標のひとつに「全日制普通課程における芸術、家庭および職業に対する教育を充実すること」を掲げ、その具体化として、全日制普通課程においては「芸術、家庭および職業に関する教科のうちから6単位」を必修とする方針を打ち出した。新教科をつくるのではなく、芸術、家庭、職業の3教科に属する科目から選択させるというわけである*。しかもこの答申は、実際には骨抜きにされた。文部省が54年12月27日付で出した通達のなかで、「全日制の普通課程において芸術、家庭および職業に関する教科のうちから6単位を必修させることについて、教員や施設・設備の関係で即時実施の困難な学校もある。その場合は、さしあたり単位数を減ずるなど実情に即する取扱をす

高校教育課程における実生活との結合と乖離と

「能够することとする」という緩和条項をつけていたからである。

*「芸術」を選択必修の教科の中にくわえる構想が浮上してきた経過を、筆者は審らかにし得ていない。ただし、1950年頃の教育課程審議会で、「高等学校の図画工作が、選択であるため、これを行なわないような実情にあることが委員から報告され、これについては、この教科を必修とするよう大臣に建議することが、議案として提出され、委員多数の賛成によってこれを文部大臣に建議した」ことがあるといわれるから¹⁹⁾、このような働きかけはかなり早くからあったらしい。(しかし、文部省初等中等教育局初等教育課『教育課程審議会要覧』1968年、などにはこの建議は記載されていない。)

これら答申を承けて刊行された『高等学校学習指導要領一般編 昭和31年度改訂版』(1955年12月刊)は、全日制普通課程では従来からの必修教科・科目のほかに、「芸術科」、「家庭科」、「農業科」、「工業科」、「商業科」、「水産科」のうちから6単位以上をすべての生徒に履修させるものとする、とした。しかし、これら芸術、家庭、職業に関する教科の位置づけは同等ではなかった。芸術については「すべての生徒に2単位を履修させることが望ましい」とされ、家庭科については全日制普通科の女子に「『家庭科』の4単位を履修させることが望ましい」とされ、そのうえで「学校により、教員や施設・設備等の関係で6単位以上履修させることが困難な場合は、さしあたり単位数を減ずるなど実情に即する取扱をすることができる」とされていたからである。

全日制普通科における芸術、家庭および職業に関する教科の実施状況は、以下の如くであった²⁰⁾。

まず芸術について、開設状況を科目ごとにみると、「公立にあっては、工芸を除き、美術、音楽、書道は、大部分の学校においておかれ、その割合はともに90%前後を占めている。工芸は、実施している学校は少なく、25.2%である。私立では、美術と書道は、80%近くの学校が設けているが、音楽は男子校が相当ある関係から47.3%と割合がさがっており、逆に工芸は、47.

8%と公立よりは高くなっている。」

これにたいして家庭科の開設状況は以下の如くであった。引用されることが比較的少ない資料なので、生徒が履修し得る家庭科の最大単位数についての記述の全文を紹介しておく²¹⁾。

家庭科全体で生徒が履修することができる最大単位数

家庭科全体で生徒が履修できる最大単位数を調査した結果は、次表のとおりである。

まず0単位すなわち家庭科については学校に科目が設けられていないため生徒が全く履修できなくなっている学校は、公立では、88校で、この調査事項に報告した学校数1,422校のうち6.2%の学校となっている。(なお69校が記入もれとなっているが、その大部分が0単位の場合と見込まれ、実際にはこの割合がもっと高まっているとみられる。)

家庭科を設けている学校が大部分であるが、生徒が履修できる最大単位数については、11単位以上の学校が最も多く、983校で69.2%となっている。ついで5~10単位の228校16%，4単位の107校7.5%で、2単位の場合は16校わずか1.1%と、単位数の少なくなるにしたがって、学校数もさがっている。私立については、男子校が相当数ある関係から、0単位の学校が215校で37~8%と、公立に比して大幅に高い率となっている。履修できる単位数では、やはり11単位以上の場合が最も多く、以下公立と同様、単位数の下がるに応じて割合も低くなっている。

この調査によると、公立高校全日制普通科の6%(記入もれを見込むと約10%)、私立高校全日制普通科の38%が家庭科を全く開設していない。報告書が私立高校について示唆しているように、家庭科を全く開設していないのは、男子のみの高校あるいは女子がひじょうに少ない学校であろう。換言すれば、いわゆる女子校はもちろん、共学校でも大部分の学校が家庭科を開設していたものと推測される。また、公立全日制普通科の70%、私立全日制普通科の42%が、家庭科に

区分	0 単位	2 単位	4 单位	5~10単位	11単位以上	計
公立 学校数 %	88 6.2	16 1.1	107 7.5	228 16.0	983 69.2	1,422 100
私立 学校数 %	215 37.8	7 1.2	19 3.5	89 15.7	237 41.8	567 100

属する科目を11単位以上も開設していたことは注目されるべきだろう。

5. 1960年の高校学習指導要領改訂 ——「家庭一般」の女子準必修化

1960年10月に改訂された高校学習指導要領は、それ以前のような刊行物の形式ではなく、初めて官報告示の形式をとて教育現場に対する法的拘束性を強めしたこと、必修制の教科・科目とその単位数を普通科と職業学科とにつき別個に定めたこと、いくつかの科目について進学者向きのアカデミックなB科目と就職者向きの平易なA科目の区分を設けたことなど多くの重要な改正点をふくんでいた。

本稿の主題に即してみれば、すべての普通科生徒にも専門教科（=職業に関する教科）を課するという課題が、前回の改訂時とは違って殆ど一顧だにされなかつたことが注目される。この改訂の基本方針をしめた教課審の答申（60年3月31日）は、僅かに「普通課程においても、生徒の能力、適性、進路等に応じて職業に関する科目を履修しやすいように配慮すること」を指摘するにとどまった。また答申は、「中学校における『技術・家庭』と関連して、高等学校における技術教育の充実についても、今後検討されたい」という付帯意見をつけていた^{*}。この付帯意見は、高校学校指導要領にはまったく反映されなかった。

* 教課審が'59年11月19日に家庭科女子必修化をふくむ「高等学校教育課程の基本方針（案）」を中間発表²²⁾した後、全国高等学校長協会普通部会は高校教育課程改革を検討し、60年1月28日に、「教育課程編成上基本的に男女の差別をしない」「技術教育の重要性から技術・家庭の教科を設ける」などの条項をふくむ「要望書」を文部省に提出した²³⁾。答申の付帯意見は、この高校長協会普通部会の意向を反映したものとおもわれる。

これに対して家庭科については、女子には原則として「家庭一般」を4単位必修させることとした。女子には家庭科を必修すべきだという家庭科教師たちの悲願が大きく前進したわけである。同時にこの改訂は、「家庭一般」が主婦養成のための科目、換言すれば女子用科目であることを鮮明にした。すなわち「家庭一般」の目標は「家庭経営の立場から総合的に」学ぶことにあるとしたのがそれである。それ以前、たとえば『高等学校学習指導要領 家庭科編 昭和31年度改訂版』（1956年2月発行）が、「家庭生活全領域を総合的に把握するのがこの科目の特色である」としていた（5ページ）のに対して、この1960年改訂版に対応し

た『高等学校学習指導要領解説 総則編』は、「女子は、大部分の者が家庭生活にはいる」ため、また「女子の特性」にかんがみて「家庭生活の改善、向上に必要な基本的な考え方や能力を与える」ため「家庭一般」を女子必修とし、それを「家庭経営という立場から」学ばせることとしたと説明している（12ページ）。つまり、「家庭経営の立場」とは主婦の立場をさしているのである^{*}。またこの60年改訂から、「家庭一般」が専門学科としての家庭科（家政科、被服科等）の基礎科目として位置づけられたことも、この科目の女子用科目としての性格を強めたことができる。

* 「家庭一般」をこのような意味で「家庭経営の立場から」学ばせるという方針が、1970年改訂、1978年改訂で変わらなかったことは当然であったが、今次の1989年改訂の「家庭一般」にも踏襲されていることには注目しておく必要がある。

6. 1970年改訂——「家庭一般」女子必修化と男女共学運動のはじまり

1970年に改訂された高校学習指導要領では、本稿の主題に即してみれば、「家庭一般」を例外なしにすべての女子に課することにしたことが最も重要な改正点であった。すべての普通科生徒にも職業教育の教科目を課するという課題は、60年改訂の場合と同様に全く追求されなかつた。職業教育科目は就職コースで課せばよい、としていた点も60年改訂の場合と同様であった。この学習指導要領は1973年から学年進行で実施された。

しかし、この学習指導要領が実施されはじめる前後から、「家庭一般」の女子のみ必修は不合理であるから男子にも課すべきだという「家庭一般」男女共学運動が組織化されたことは注目すべき動向である。

1950年代に家庭科に属する科目を学校として男女共学必修とした例は、極めて僅かであったとおもわれる²⁴⁾。男子も選択できるようにしたところ僅かだが男子も選択したという記録は散見する²⁵⁾。しかし「家庭一般」を共学にすべきだという声が起こり、また実際に共学必修にした実践が始まるのは、高校学習指導要領が「家庭一般」女子のみ必修を定めた1960年代に入つてからのこととおもわれる。

「家庭一般」を学校として男女共学必修としたおそらく最初の実践は、京都市立堀川高校定時制普通科・商業科のそれであったとおもわれる（担当は安田雅子教諭）。同校の実践は、第1学年で「家庭一般」2単位を男女共学の必修とし、上級学年（多くは2個学年）では家庭科に属する科目を各2単位ずつ選択制の

科目として展開する方式で実施された²⁰⁾。

また東京都立文京高校（普通科）では、1970年度には選択制を大幅に導入した一環として家庭科も3個学年に分割し、女子も3年までに4単位履修すればよいとしたところ男子でこれを選択した者があった等の経緯をふまえ、71年度から、「生活科」と称して「家庭一般」の2単位を1年次で男女必修とする実践を始めた²¹⁾。

京都府立高校の家庭科教師たちは、1968年頃から「家庭一般」共学化へ向けて研究を始め、長期の研究を経て1973年から共学の実践に踏み切った。初年度には全日制3校、定時制12校が、翌74年度には全日制では嵯峨野高校をのぞく全府立高校が、そして翌75年からは嵯峨野高校も「家庭一般」の共学実践をはじめた^{22) 23)}。京都市立堀川高校定時制で「家庭一般」の共学を一貫して続けられていることが、府立高校の共学化をめざすうえで大きな励ましたといわれる²⁴⁾。

長野県の県立高校においても、高教組の教育文化会議・家庭科教育研究会を中心として研究がすすめられ、1973年度から5校、74年度にはさらに3校、75年度にはさらに3校——が相ついで「家庭一般」の共学実践に踏み出している²⁵⁾。

これよりまえ、1966年に民間教育研究団体の一つとして家庭科教育研究者連盟が創立され、民主的な家庭科をめざす教師たちの実践・研究の交流の場ができた²⁶⁾。1974年に「家庭科の男女共修をすすめる会」が結成されると「家庭一般」の男女共学をめざす運動は、全国的な範囲に拡大した。同会の調査によると、共学実践を1校でも実施している高校のある県は1984年には7都道府県、1986年には13都道府県に広がっている²⁷⁾。この調査ではともに京都府などが抜けているので、実際はもっと広がっているとみてよい。

「家庭一般」の共学実践とくにこれを必修とする実践は、どんな場合でも、公然とした行政当局の抑圧をねかえし、管理職や職場の同僚をねばり強く説得することを通してしか実現されなかった。もちろん、父母・地域住民の理解を得ることも必要だった。「家庭一般」の学習指導要領とそれに準拠して編成されている教科書は女子専用を前提としていたから、「家庭一般」を共学するためには、この科目的目的、内容構成、授業の方法について新たな視点から検討しなければならなかった。「家庭一般」の共学実践の拡がりは、長年にわたって女子専用教育という枠のなかにとじ込められてきた家庭科教師たちが、学習を重ね、闘いながら、一つひとつこれらの困難を乗り越えていったこと

をしめしていた。

「家庭一般」を共学必修にという実践と思想の拡がりは、女子差別撤廃条約の批准に対応して「家庭一般」女子必修方式を解体させるうえで、無視できない大きな力になったということができる。

* この運動は家庭科という教科ではなく家庭科に属する科目の一つである「家庭一般」の男女共学をすすめることを目的としている。また、「共修」ということは京都市立堀川高校定時制において共学必修の意味で用いられたことに始まり²⁸⁾、のち京都府立高校で用いたことにより広まったものといわれるが、誤解をまねきやすいようにおもわれる。「家庭科の男女共修をすすめる会」の当事者たちは、「共学」の意味でこのことばを用いているらしい。この点について78年4月の同会総会では、『『共修』ということばは悪用されている。『男子と女子が同じ教室でいっしょに学ばなくとも、同じ内容のことをやれば共修だ』などといわれている。会の名称はこのままでよいが、主張するときには『共学』ということばを使うようにしたい』という提案があり、今後は「共学」ということばを使おうということで一致したとされている²⁹⁾。ところが88年4月の同会総会では、「今年もまた『共修』というべきか『共学』ということばを使うべきかが議論となりましたが、『共学』と『必修』の両方の意味をこめて、原則として『共修』ということばを使うことが確認されました」という³⁰⁾。ここでは運動体自身の呼称にしたがっておく³¹⁾。

しかし、「共修」のことば遣いには明らかに混亂がある。たとえば和田典子は家教連（家庭科教育研究者連盟）の74年5月現在の調査では、「共修を実施または実施決定の学校は、わかったものだけでも、……高校では（千葉1、東京19、長野8、京都府立全校、奈良1、大阪5、宮崎1）京都を除き35校で科目はいずれも『家庭一般』、ほかに選択で共修を認めている学校が13校報告されている」とのべている³²⁾。みられるように、ここでは、共修ということばが2様の意味で用いられている。

7. 「家庭一般」は「総合学習」でという 教育制度検討委の構想

1970年代には、「家庭一般」女子必修という学習指導要領の路線に対してこれを共学にしようという運動が台頭したが、このほかに、「家庭一般」という科目

をなくして、この科目で学習している内容を「総合学習」という新設の領域で男女に共通に学ばせるべきだとする提案もみられた。この提案は、日教組（日本教職員組合）が委嘱した教育制度検討委員会（会長＝梅根悟、事務局長＝小川利夫）の最終報告書にみることができる。

その第一次報告書『日本の教育はどうあるべきか』（1971年7月）は、「公教育における差別の現実」を問題にした。そこでは今日の公教育における幾多の「不当な差別」が指摘されていたが、70年に告示されたばかりの高校学習指導要領が提示した「家庭一般」女子必修方式を指摘してはいなかった。「日本の代表的な民主的教育学者によって組織されていたはず」のこの委員会も、「当時の日本の重要な現実の動向を積極的にうけとめることができなかつた」のである³⁹⁾。しかし3年後の最終報告書（1974年）では、「公教育の差別の現実」では大幅に改訂され、「教育における男女差別」はそのトップに書かれた。この間の変化は注目に価しよう。

教育制度検討委員会は、その最終報告書のなかで教育課程改革を提言しており、「教育課程は教科と総合学習と自治的諸活動によって構成されるべきだ」とのべている。ここでいう総合学習は、「学校内外で身についた諸経験や知識、さらに各教科など学校で習得した学力を総合し、これを応用して諸問題にとりくみ、これをとおして各教科の学習をいっそう必要なものを感じさせるようなもの」で、「各教科とは別に設定」されるものである。そしてこの提言は、「現行の家庭科は廃止し、家族制度、家計、家族労働、保育などは総合学習においてとりあつかい、とうぜん男女共修となる」とのべている⁴⁰⁾。

* この報告書は、教科、科目の区分をあいまいにしているようにおもわれる。ここで廃止されるという家庭は、学習指導要領にそくしていえば、小学校の「家庭」、中学校の「技術・家庭」のうちの家庭領域および高校の「家庭一般」をさすものと考えられる。高校（この報告書の提言では「第四階梯」）には、「学校の規模に応じて、農業・工業・商業・水産・家庭などの諸分科に関する専門諸科目が用意される」とある（147ページ）ので、少なくとも高校の教科としての「家庭」まで廃止するということではないらしい。またこの報告書のいう「男女共修」は、前後の文脈からみて男女共学必修をさすらしい。

この報告書は、教育課程上の男女差別を、小・中学校の家庭科および高校の「家庭一般」を廃止し、これ

らで行われている学習を新設の「総合学習」の中で扱うことで克服しようと提言しているわけである⁴¹⁾。

1950年前後に小学校の家庭科で学習している事項は生活指導の一環として指導すべきで、小学校の家庭科は廃止すべきだという議論があった^{*}。しかし、中・高校の家庭科を廃止すべきだという有力な提言は知らない。前述の如く1953年11月の教課審中間報告は実生活との結びつきの強い「新教科」の構想を提言した。この構想は高校の「家庭一般」——当時はまだこのような名称の科目はなかったが——の内容を新教科の中で扱おうとするものであり、教科領域から外すことを企図してはいなかった。こうした経過からみると、この教育制度検討委員会の提言はひじょうに大たんなものだった。

* しかし『学習指導要領一般編（試案）昭和26年（1951）改訂版』（1951年7月）は、小学校の家庭科を独立の教科として存続させた。この直後に、文部省『小学校における家庭生活指導の手引き』（1951年11月）が刊行された。そこでは、「現在、教育の理論家や実際家の中には、小学校の段階としては、家庭科という特設の教科を置かないで、全体の教育計画の中でこの方面的指導をするほうがよいという意見をもつ人もかなりある。」「この手引きでは、家庭科の内容を、学校の教育計画全体として統合して行う場合の示唆をも与えている。」「たとい第五学年および第六学年において家庭科を特設したとしても、その時間が、他の教科とかその他の子どもの活動のための計画における家庭生活の機会と、密接な関係をもって運営されることが望ましい。」とのべられていた（5ページ）。この時期の小学校における家庭科あるいは家庭生活指導をめぐる理論や実践は、教育と実生活との結びつきという観点から興味深い問題をふくんでいるようにおもわれる。その解明は他日の課題としておきたい⁴²⁾。

同委員会報告は他方で、小・中・高校にわたって一貫して技術科を必修教科として設けることを提唱していた。小学校については現行の図画工作のうちの工作をとりたてて独立させたものといえるが、高校に必修教科として技術科を設けるという発想は全く新しいものである。こうした点からみて、同報告は、家庭科を教科として置くことを否定しているとはいえ、教育課程の全体としては、実生活との結びつきを軽視しているわけではなかったといえよう^{*}。

* しかし、同委員会報告の提言は、高校における職業教育や職業学科の存在には否定的であつ

た⁴³⁾。

教育制度検討委員会（1970年12月～74年5月）が解散して間もなく、日教組は中央教育課程検討委員会（会長、梅根悟）を委嘱した。この委員会は、制度検討委とは違って、むしろ各教科の問題を研究している委員や専門委員によって構成された。中央教育課程検討委員会は、1976年5月に「教育課程改革試案」を発表した。この「試案」は、「教育制度検討委員会の報告書にしめされている包括的な制度改革構想を参考にしながら」練りあげたものであった⁴⁴⁾。実際、この「試案」にみられる教育課程の構造は、制度検討委の提案した改革構想によく似ていた。しかし「総合学習」を教科の領域とするなど、制度検討委の提案と違った点も少なくなかった。

家庭科も大きく変わった教科の一つで、小学校では、総合学習のなかにふくまれていたが、中学校と高校については、制度検討委の提案とは違って男女共学の必修教科として位置づけられた⁴⁵⁾。

制度検討委から中央教育課程検討委への変化は、後者には家庭科をふくむ各教科の専門家が入っているのに前者にはいなかったという事情があるから、単純ではなかった。しかし、制度検討委のようにその教科の専門家がいないところで自由に議論すると、家庭科の位置づけは不安定になる、という事実があったことは見逃せない。家庭科を独立の教科ではなく総合学習としたらよいという意見が出たりするのは、そう主張する教育学研究者が家庭科についての研究が不十分だという理由だけではなく、ここでは詳論できないが、家庭科の専門家たちが主張する家庭科の独自性やその内容が、女子用科目として形成されてきた家庭科のそれを依然として脱却し得ない点に起因している、と筆者にはおもわれる。

8. 1978年の高校学習指導要領改訂と勤労体験学習

1978年に改訂された高校学習指導要領は、第1学年で履修すべき教科・科目の共通性を強化したこと、前回改訂と違って各教科・科目の内容を削減したこと、普通教育に関する教科の科目についても必要な場合には単位増を認めるなど弾力性をもたせたこと、卒業要件としての単位数を85から80に下げたことなどいくつかの重要な特色をもっていた。教育課程において実生活との結びつきをはかるという本稿の主題の観点からみても、60年改訂や70年改訂とは違って、教課審の審議の過程では重要な議論があった如くであった。

73年11月に審議を始めた教課審は、75年10月に公表

した「教育課程の基準の改善に関する基本方向について（中間まとめ）」において、「職業教育を主とする学科以外の学科において、勤労にかかわる体験的学習の機会を拡充する必要にかんがみ、その趣旨に即した内容をもつ教科・科目を設けることの適否や選択的に履修できる職業に関する各教科の科目の在り方等について検討する」という検討課題を提起した。普通科における「勤労にかかわる体験的学習（以下では勤労体験学習と略す）の機会を拡充する」という検討課題が提起されたことは、表現などの点で違いがあったが、1955年改訂以来のことであった。教科として位置づけるか否かを曖昧にしていることや、すでに女子必修となっていた「家庭一般」をはじめから除外していることは、1955年改訂をめぐる議論とは違った点であった。しかしいざれにせよ、問題の焦点は、勤労体験学習を教科・科目として課するかどうかであった。

この「中間まとめ」が発表された直後の75年12月に自由民主党文教部会が発表した『高等学校制度および教育内容に関する改革案（中間まとめ）』は、「校地内の清掃、教室の掃除をはじめ、奉仕活動、実習作業等を生徒みずから行わしめることなどにより、汗を流すことや勤労の喜びを味わせること——これらは、青少年教育の主眼であることを銘記して教科の内外においてその指導に当たること」という問題を提起した。この提言は「教科の内外において」と言ってはいたものの、現実には、勤労体験学習を教科外の活動へと方向づけしたようにおもわれる。また教課審の「中間まとめ」発表をうけて、全国高等学校長協会が76年3月に行なった会員へのアンケート調査によると⁴⁶⁾「勤労にかかわる体験的学習の機会を拡充する」ことについて、「独立教科を設ける」ことに賛成したものは、公立普通高校長で14.9%，私立普通高校長で15.9%，とくに受験型指向の強い、いわゆる名門校の校長が多いと思われる都道府県高校長会会長では僅か7.1%に過ぎないにたいし、「教科外活動で行う」ことに賛成しているものは公立普通高校長68.1%，私立普通高校長60.6%，会長76.2%にのぼったとされている。このような教科外活動指向の圧力が教課審等に強い影響を与えたであろうことは想像にかたくない。

実際、教課審の「中間まとめ」が公表された半年後の76年5月21日に職業教育の改善に関する委員会（理科教育及び産業教育審議会が設置した委員会）が発表した「高等学校における職業教育の改善について（報告）」は、上記の教課審の問題提起に関連して、第一に「小学校及び中学校と同様、高等学校においても、勤労にかかわる体験的学習が、学校の教育活動全体を

通じて配慮されなければならない事柄であることを明確にすること」、第二に「普通科において勤労にかかる体験的学習の機会を拡充する必要から、その趣旨に即した新たな科目を設置するなどの方策について検討するとともに、職業に関する専門教科・科目の履修の拡充を図ること」を提言した⁴⁷⁾。みられるように、勤労体験学習は小・中・高全体の第一の課題であるとして拡張され、普通科に職業教科目をという教課審の問題提起は、第二の問題として後退してしまった。

こうした経過をうけて教課審が、76年10月6日に発表した「審議のまとめ」では、「勤労にかかる体験的な学習については、生産や生活等にかかる教育的な配慮をした実際的・体験的な諸活動を通して、仕事の楽しさや喜びなどを体得させるとともに、勤労観や職業観の育成にも資することを主なねらいとして、できる限りすべての生徒にその機会が与えられるよう拡充を図る必要がある」とした。しかし具体的には、「特定の教科を設けてすべての生徒に履修させることは将来の課題として研究することとし、今回の改善においては学校の教育活動全体を通じてこの学習の趣旨を実現するよう、主として各教科以外の教育活動における計画の中での履修によることや職業に関する教科・科目のうちこの学習のねらいにふさわしい科目の選択履修によることが適当である」と「後退(?)」した⁴⁸⁾。

さらに1976年12月18日の最終答申では、前記の「審議のまとめ」のうち「特定の教科を設けてすべての生徒に履修させることは将来の課題として研究すること」という問題提起の部分を削除してしまった。いっそう「後退」してしまったのである。

こうした経過を経て78年8月に改訂された高校学習指導要領は、総則冒頭の「教育課程編成の一般方針等」のなかで勤労体験学習を適切に行う旨をのべたほか、一度は教課審が提起した普通科に職業に関する教科目を課す問題については、つぎのようにのべるにとどまった。

普通科においては、地域や学校の実態、生徒の進路・適性や趣味・関心等を考慮し、必要に応じて、適切な職業に関する各教科・科目の履修について配慮するものとする。その際、勤労にかかる体験的な学習の機会の拡充についても留意するものとする。

他方この改訂では、「家庭一般」女子必修方式については前回改訂の方式がそのまま踏襲された。70年改訂との違いは、新たに、「男子が選択して履修する場合には」内容選択にはとくに配慮して「適切な指導を

するものとする」という留意事項がつけくわえられたことのみであった。

9. 家庭科教育に関する検討会議報告と「家庭一般」女子必修方式の解体

1979(昭和54)年の第34回国連総会は「女子に対するあらゆる差別の撤廃に関する条約」を採択した(12月18日)。日本政府も翌80(昭和55)年7月にこれに署名した^{*}。この条約は、女性差別撤廃には性別役割分業の撤廃が不可欠であることを明らかにした。日本の多くの婦人団体は、政治的あるいは宗教上の立場のちがいを越えて、条約を批准させるために結集した。しかしこの条約批准へ向けての日本政府の腰は重かった。批准のためには、雇用面での男女差別の撤廃、国籍法の改正、そして教育上の男女差別の撤廃などの国内法制の整備が必要だったからである^{**}。

* 「家庭一般」女子必修方式にみられる教育課程の性別履修は、女子差別撤廃条約の国連での審議過程すでに問題となっていた。すなわち、同条約の第10条原案は「男女同一の教育課程」(the same curricula)などをのべたものであったが、日本政府代表はこの「同一」の部分について「同一または同等の水準」(the same or equal)とする提案を行った。「セイム」ではなく「イコール」であれば、たとえば男子は技術、女子は家庭という教育課程を温存したまま、国際条約を締結できると考えてのことであった。この提案は、条約の趣旨に反するとして世界の国々から無視され、日本は孤立したと伝えられている⁴⁹⁾。

** わが国では、1985年6月24日に条約の批准案件が国会を通過し、翌25日、科学万博のため来日中のデクエヤル国連事務総長に批准書を寄託し、7月25日に条約は発効した。

教育における女子差別に関する問題は、二つに分けることができる。その第一は、中学校の技術・家庭科における学習領域の性別指定、高校の「家庭一般」女子必修方式のような、制度化されている教育課程編成の基準のレベルでの女子差別である。これは将来の家庭生活における性別役割分担に照らして女子には家庭科教育が必要だという差別意識に支えられている^{*}。

* 仮りに海員養成を目的とする国立の商船大学や海上保安大学校が女子を入学させないことを制度化していると女子差別ということになるが、これらの学校は女子差別撤廃条約以前から女子にも門戸を開放している。

もう一つは、女生徒自身が高校の工業系学科、大学

の理工系学部を選びたがらないという問題である。女子が男子と同じように技術教育、職業教育を受けるようにならなければ（制度上女子を拒んでいるわけではないのだから）、実質的な意味での教育上の男女差別を克服することはむつかしいのではないかと考える⁵⁰⁾。これは制度のレベルの問題であるだけでなく政策や指導のレベルの問題でもある⁵⁰⁾。

* 橋本紀子はつぎのように述べている⁵¹⁾。「婦人差別撤廃条約における男女平等教育の核心は、男女共に職業的・生活的自立をめざす意欲と能力を身につけさせることにあると考えられる。批准との関係で直接問題になるのは、周知のように高校の家庭一般女子のみ必修をやめさせることにあるのだが、この条約にそって、眞に男女平等教育をわが国で実現しようとするなら、男女に生活技術を修得させると共に、女子にはきちんとした職業教育を行なわなければならない。これは、わが国が歴史的に見ても女子の高等職業教育を否認し、女子特有の教育を押し進めてきた経過から見てもきわめて重要な点である。」このような意見が女性自身の側から出されることの少ないと考えられる一つの問題点であるといつてよい。

しかしこの第二の問題は、高校でいえば、普通科では「家庭一般」を強制的に学ばされている女子だけではなく、男子にも技術教育や職業教育を学ぶ機会が与えられていないという現実があるところに、むつかしさがあった。

当然のように、女子差別撤廃条約をめぐる教育上の問題は、第一の問題を軸として展開された。

文部省は、政府が条約に署名した後もなお、女子教育としての家庭科、とりわけ高校の「家庭一般」女子必修に固執し、これを存続させるためにさまざまな抵抗をくり返した。その文部省が態度を軟化させたのは、「家庭一般」女子必修方式を残したままでは条約の批准ができないと外務省が主張したからであった⁵²⁾。

文部省は、「家庭一般」女子必修方式を改訂するために、84年6月に「家庭科教育に関する検討会議」を発足させた。同検討会議は同84年12月19日に報告書を提出して解散した⁵³⁾。報告は、①「家庭一般」をふくむ複数の家庭科に属する科目のうちから1科目を男女に必修とする、②「家庭一般」と他教科の科目を組み合わせ、そのうちから1科目を選択必修させる、の2案を提示し、そのいずれをとるかを教課審の審議にゆだねた。いずれの案をとるにしても、女子用科目としての「家庭一般」を残すとしたことが注目される。この点について報告はつぎのように述べている。

「高等学校『家庭一般』が、わが国の歴史と伝統の上に立ち、多くの国民の同意を得て、女子教育や母性教育のうえで大きな役割を果たしてきたことにかんがみ、今後ともこのことに留意すべきであるとの指摘があった。」

「家庭一般」が女子用科目であったこと、今後とも女子用科目であるべきことをこのくらい率直かつ鮮明に述べている文章も珍しい。しかも同報告はこれのみにとどまらず、「上記いずれの場合も、わが国の歴史や伝統を踏まえ、家庭科教育の重要性にかんがみ、今後とも家庭科教育が十分に行われるような配慮が必要であり、教育課程編成に際しこのことを十分留意すべきである」と念を押していた。「家庭一般」に対するこうした強い執着があったためとおもわれるが、高校発足当初のように家庭科を男女生徒の選択に任せるという改革案は出されなかった。

筆者は、この②案に注目する。「家庭一般」と組み合わされる他教科（の科目）は、これまでの高校教育課程の構造からみていわゆる普通教育に関する教科や芸術ではあり得ず、職業教育に関する教科にならざるを得ないと考えられるからである。つまり②案は、じゅうぶんなかたちではないにしても、「家庭一般」女子必修方式の解体後に来る措置によって、高校普通科の教育課程構成において「家庭一般」の枠組みをこえた広範囲な分野で実生活との結びつきを強める可能性をふくんでいたと考えられる。ありていにいえば、いわゆる学校選択で1科目のみ開設するのではなく、「家庭一般」と職業教育に関する科目とを並べて生徒に自由に選択させる方針をとるとすれば、現代の女子高校生のすべてが「家庭一般」を選ぶとは考えられないし、逆に、男子生徒が「家庭一般」を選択することは大いにあり得ることである。そうすれば、いっきょにとはいいかずとも次第に性別履修の姿は弱まるであろうし、その中で、いずれの科目を学ばせるにしても、技術教育、職業教育の基礎を学ばせることをふくめて実生活との結合をはかるという観点を追求する可能性がじゅうぶんにあった、と筆者にはおもわれる。

* 検討会議発足直後の84年7月27日に、日本教育大学協会第二部会技術・職業・職業指導部門は「小・中・高校に一貫した技術教育を確立するための提言」を発表した⁵⁴⁾。この提言は、高校については「家庭一般」のあり方の改訂をふくめて次のように述べていたことが注目される。

「われわれは次代の国民が社会的労働と家事労働を均しく担うことができるよう、次のように提案する。」

- (1) 現行の「家庭一般」4単位の内容を十分検討して、生活設計を主とする内容(2単位)と生活技術を主とする内容(2単位)に分ける。
- (2) さきに提案した「職業技術」に関する複数の科目と「家庭」に関する2科目をくくり、この中から男女すべての生徒に「職業技術」に関する科目と「家庭」に関する科目をそれぞれ1科目以上、合わせて3科目6単位を選択履修させる。」

しかし、従来から「家庭一般」女子必修に固執してきた全国高校長協会家庭部会が①案をとったことはもちろんであったが、「家庭一般」の男女共修を主張する家庭科教育関係者も②案には強く反発した。検討会議の報告書公表後から教育課程審議会における審議の時期にかけて、家庭科の男女共修をすすめる会(84年12月23日)、日本教職員組合(84年12月)、家庭科教育研究者連盟(『月刊家庭科研究』86年4月号)、日本家庭科教育学会(87年1月31日)、全国高等学校長協会家庭部会(87年2月3日)、日本教育大学協会家庭科部門(1987年2月)など家庭科に関係する多くの団体が、意見書、要望書、提案等を公表した。ここで詳細にはたち入らないが、検討会議報告書が単位数に言及していないこともあり、当初は、家庭科教育研究者連盟をふくめて男女共学「家庭一般」を2単位で、と考えていた意見があったことには注目しておきたい⁵⁵⁾。たとえば日教組の見解は、「高等学校における『家庭一般』は現行の4単位を2単位にしても男女とも必修すべきだと考える。最小限の必修部分をおさえた上で選択必修があってよいと考える」とのべていた⁵⁶⁾。男女に4単位必修とせよというのはいわば家庭科の領域拡張論だから、当然であったといえよう。

検討会議報告を受けた教課審は、86年10月20日に公表した「教育課程の基準の改善に関する基本方向について(中間まとめ)」において、「『家庭一般』のほかに、生徒の多様な能力・適性・趣味・関心等に応ずることができるようにするため」新たに「生活技術」(仮称)と「生活一般」(仮称)を設け、このうち1科目を全ての生徒に選択履修させる、と提言した。単位数は各科目とも4単位である。ただし「生活一般」については、当分のあいだ、2単位分を他の教科におきかえることができるとしている。「生活技術」「生活一般」はともに家庭科に属する科目であったから、教課審は検討会議報告の①案をとったわけである。そしてこれが最終答申(87年12月24日)となり89年3月の改訂高校学習指導要領に盛り込まれた。

ところで、この改訂をどう特徴づけるかは一つの論

点である。

一つは、家庭科が男女共修(=共学)になったとする見解である。これは、家庭科男女共修運動(前述のように、正確には「家庭一般」男女共学運動)をすすめてきた家庭科関係者に多い⁵⁷⁾。しかし、「中間報告を注意深く読めば、そのようなことは述べられていない」ことは明らかである⁵⁸⁾。

それにもかかわらず一部の家庭科関係者がこの改訂を家庭科が男女共学になったととらえるのは、「生活技術」や「生活一般」ではなく「家庭一般」のみを共学にすべきだという主張をそこにふくめているからである。

他方筆者は、この改訂の本質を「家庭一般」女子必修方式の解体ととらえている⁵⁹⁾。もとより「家庭一般」女子必修方式を改める方策としてはこの科目を男女の選択にまかせる方式もあり得たわけであるが、その案をとらず、3科目中から1科目を選択必修としたところにこの改訂の意味があり、「家庭一般」については女子必修方式が解体されたところにこの改訂の本質がある、換言すれば、女子についてみれば「家庭一般」だけでなく他の科目をとり得るようになったことこそが重要だと考える。この特徴づけは、筆者もその草稿検討に参加した前述の日教組のブックレットにも採用された⁶⁰⁾。

しかしいずれにせよ、検討会議報告から学習指導要領に至る経過のなかでは、家庭科関係者が①案支持――というより①案にすべきだと強力に主張したのとは対照的に、原正敏⁶¹⁾など極めて僅かな人が②案を探るべきだと主張したのみで、公然たる②案支持意見はほとんどなかったに等しい。こうした経過からみると、教課審答申、改訂学習指導要領が①案をとったのは、ほとんど必然的な帰結であった。

この一連の経過のなかで、'53年11月に当時の教課審第二次中間報告が提起したような、高校教育課程と実生活とを結びつける必要があるとする主張はほとんどみられなかったようにおもわれる。ここに現代の高校教育課程改革の最も重要な弱点がある、と改めておもわざるを得ない。ただし、この経過のなかで、民間教育研究団体の一つである技術教育研究会(技教研)が積極的に問題を提起していたことは注目される。すなわち同会の1984年8月4日の総会は、「小・中・高一貫した技術教育の確立のために」という決議を採択し、そのなかで「高等学校においても、中学校の『技術』科につながる『技術・職業』に関する科目を設置し、すべての生徒に課す」ことを主張した⁶²⁾。

同会は、教課審の「中間まとめ」が公表された後に

は常任委員会の名において、小・中・高一貫した技術教育の確立、国民の権利としての職業教育の民主的改善・充実、女性への技術・職業教育の保障、の観点からこの改革を論じ、高校については「技術教育、職業教育を男女に平等にきちんと保障していくこと」が「特に重要」だと主張し、検討会議以来温存がはかられている「家庭一般」については「女子差別を助長する科目であった『家庭一般』の内容を男女平等の理念にもとづき徹底的に改革」することが必要だと論じた⁶³⁾。技教研はまた、教課審の審議が最終段階に入ろうとしていたとおもわれる1987年8月5日の総会において、「教育課程審議会『中間まとめ』の高等学校、必修『家庭』科を『技術・家庭』科に修正するよう要請する」という決議を採択した⁶⁴⁾。

* この決議は、「私たちは『技術』『家庭』は元来別の教科であるべきだと考えます」が、しかし、一方で『『中間まとめ』の出された、教育課程審議会の審議の現段階では、今次教育課程改訂において、教育課程編成の大枠が、『中間まとめ』の線から大幅に変わることを望むべくもないという現実をも認めないわけにはいきません」とのべて、当面の緊急課題をつぎのように提起した。

- (1) まず、第一に、男女全ての高校生が実質的に技術の教育を履修しうる可能性を大きくしていくことになる「中間まとめ」の技術教育への配慮は、積極的な意義があるのでこれを拡大する方向で考えることです。
- (2) 教育課程編成の大枠が「中間まとめ」の線から変えられないとするなら、(1)の方向で、先の不合理を解決するには、高等学校で新たに男女ともに「必修科目を置く教科」は、「家庭」科ではなく、中学校の「技術・家庭」科に連なる性格の教科「技術・家庭」科とすべきです。
- (3) 教科「技術・家庭」科の中に「家庭一般」等の他に、「技術一般」「情報基礎」（仮称）等の科目を設け、男女ともが「技術」の教育と「家庭」の教育を履修するようにすべきです。
- (4) なお、「体育」による代替は、かつての「家庭一般」女子のみ必修導入に伴う、「体育」男子のみ必修のなごりであり、何の合理性もないでのやめるべきです。

しかし、こうした意見は、教課審答申や改訂学習指導要領では全く無視された。こうして、普通教育と専門教育とを合わせ課すべきだという高校教育の理念はまたしても置きざりにされてしまった。

戦後教育の歴史をふりかえってみると、教科・科目

の性別履修が問題となっていたのは高校の家庭科だけではなく、中学校の職業・家庭科（1958年以降は技術・家庭科）もそうであった。高校家庭科については制度面から共学のあり方が追求されたのは'53年に唯一回あっただけで、しかもその企図は日の目をみなかった。しかし職業・家庭科については、ただ一回だけだが、1951年改訂の『中学校学習指導要領 職業・家庭科編（試案）』が性別履修を前提としない学習内容を追求していたことが想起される。この学習指導要領改訂に際しては、これを検討した委員会（委員長は海後宗臣）は、放置すれば男子は職業科、女子は家庭科という性別履修になりがちなこの教科の内容構成に関して、家庭科が女子教育としての独自性をもつことを主張する家庭科関係者らの反対にあうなどの困難をおして、実質的な男女共学のあり方を追求したのであった^{65)*}。海後宗臣がこの改訂に重要な役割を演じたことはあまり知られていないので、特記しておきたい**。

* 海後がのちに回想しているところによると、彼は当初は職業科の改訂の委員長を委嘱され、その後、当時すでに発足していた家庭科の改訂のための委員会と合同の委員会の責任者を委嘱されたのであった。その〔合同〕委員会では、「私が家庭科を職業科の中に解消させる策をとっているというので、家庭科の女子教員からは非難され、家庭科の存立にとって望ましくない人物とされているようである」と書いている⁶⁶⁾。

** 海後宗臣がこの学習指導要領の編集委員でありその委員長をつとめていたことについては、海後の自伝的著作である『教育学五十年』では全く触れられていない。また、『著作集』第10巻に付せられた年譜や職業・家庭科関係の論稿を収録した同第5巻の解説をふくめて、職業・家庭科学習指導要領の編集における海後の役割に言及した研究は、管見の限りでは、これまでのところ前掲朴木論文のみである。ちなみに、職業科、職業・家庭科、家庭科に関連した海後の論稿はかなりの数にのぼり、『著作集』第10巻所収の著作目録に収録されなかつたものも少なくとも9本はある⁶⁷⁾。この1951年の職業・家庭科の学習指導要領は、職業科を技術教育の観点から再編すべきだとする論者からは、従来否定的な評価が下されることが多かった⁶⁸⁾。しかし、たんに男女共学の内容を追求したというだけでなく⁶⁹⁾、いわゆるしごと学習を中心に据えて教育と実生活との結びつきを強めようとした点でも、この学習指導要領は注目すべき教科思想をふくんでいたといえよう。

10.まとめ——高校における教育と実生活との結合の追求を

1989年改訂の学習指導要領は、「家庭一般」に女子用科目としての性格を残していること、これと組み合わされる「生活一般」「生活技術」がともに家庭科に属する科目として位置づけられていること、したがって当然にこれらの科目的運用は伝統的な女子用科目を担当してきた家庭科教師にまかされることになることなどさまざまな弱点をふくんでいる。それにもかかわらず、「家庭一般」および新設の「生活技術」「生活一般」のいずれもが、職業教育に関する教科・科目を別とすれば、今日の高校教育課程においては実生活との結びつき、少なくともその可能性を最も多くふくんだ科目である。これら科目のもつ弱点は、「家庭一般」およびその前身科目が、歴史的に、女子用の、主婦養成教育さらには母性教育用科目であったことに由来するが、それは実生活の結びつきの強さの証左ではあってもその逆ではない。そこで教育課題とされていた実生活が、伝統的に女子の役割とされてきた家事労働の範囲に限定されていたところに問題があった。

改訂「家庭一般」は前述のように家庭科関係者の執着から依然として女子用科目としての性格・内容を継承しているが、それにもかかわらず僅かにせよ男子も学ぶに値する可能性をふくんでいる。これに対して「生活一般」「生活技術」は、部分的には「家庭一般」と共通の内容をふくんではあるが、伝統的に家庭科教育の内容とされてきた家事労働の枠組みを超えたより広い、職業教育科目の内容と重なり合う内容をもふくんでいる⁷⁰。技教研が、当面の打解策にせよ今回の改訂を「技術・家庭科」とする方向にもとめたのもこの点に着目したからであった。

こうして、「家庭一般」女子必修方式を解体した今回の改訂は、さまざまな制約をもちながらも、これまでの高校教育課程にはみられなかった新たな可能性をつくりだしている*。

* 家庭科教師のなかには、3科目からの選択ではなく、いわゆる学校選択によって「家庭一般」だけを開講してこれを共学すべきだとする意見が少くない。たとえば家教連（家庭科教育研究者連盟）の有力な活動家の一人は、「どのような課程（—学科のことか、引用者）をもつ学校でも、男女共学の家庭科は『家庭一般』しかないと、教育課程に位置づけることが大切」だとのべている⁷¹。多くの場合、「家庭一般」が最も手なれているからという単純な理由に基づくものとおもわ

れる。しかしこの意見には無理があるようにおもわれるし、二重の意味で賛成できない。第1に、この意見は、学習指導要領が「家庭一般」を女子用科目として設定していることを無視ないし軽視しているからである。第2に、それ故に実生活について旧来の家庭科の枠組みを超えて幅広く学習し得る科目をつくり出している今次改訂の可能性を台なしにしてしまうおそれがあるからである。ただし筆者も、従来から、内容を男女共学向きに再編した「家庭一般」を共学で実践してきた人の「家庭一般」にしほるべきだという主張をむげに否定するものではない。しかし、そうした実践家にも、この際、目をもっと大きく開いてほしいとおもう。

必修制の「現代社会」が大学入試と事実上無縁であったが故に数々の創意的な実践を生みだしたように、必修制でしかも性別履修指定がなくなったこれら3科目についても、現実には「現代社会」以上に大学入試とは無縁であろうから、現代の高校生にとって有意義で創意的な実践をつくりだしていくことは可能である。その場合、かの検討会議報告書が強調した伝統的な家庭科教育の枠を脱却し、高校教育と実生活との結びつきをはかるという観点に立つことが重要であろうし、それは可能である。こうして高校教育は実生活との結びつきをめぐって新たな時代に入ろうとしている、と言ったら言い過ぎであろうか。

[付 記]

本稿は、1989年8月30日に日本教育学会第48回大会（於筑波大学）において同じ題目で報告したものを骨子とし、これを大幅に拡充したものである。なお資料に関しては朴木佳緒留氏（神戸大学）より多くのご教示を得た。記して謝意を表する。

[注]

- 1) 谷口琢男『日本中等教育改革史研究序説——実学主義中等教育の摂取と展開』第一法規、1988年。
- 2) 阿部重孝「明治大正の中等教育」『教育』第2巻第9号、14ページ。同『教育改革論』明治図書版、211~212ページ、『阿部重孝著作集』第6巻、日本図書センター、1983年、222~223ページ。
- 3) たとえば、内野久美子編著『日本女性史研究基礎文献目録』学陽書房、1981年、女性史総合研究会編『日本女性史研究文献目録I』東京大学出版会、1983年、同上編『日本女性史研究文献目録II』（1982~1986）東京大学出版会、1988年、などを参照。

高校教育課程における実生活との結合と乖離と

- 4) 外崎の著作については、「外崎光広教授略歴と著作目録」『高知短期大学社会科学論集』第41号、1981年、を参照。
- 5) 従来のわが国の中等教育史研究では、たとえば谷口、前掲書、拙著『高校教育論』(1976年)、佐々木輝雄「職業教育と普通教育との接近論——教育審議会の中等教育改革論の検討」(『学校の職業教育——佐々木輝雄職業教育論集第2巻』多摩出版、1987年所収)などがそうであるように、1943年の中等学校令を直接に教育審議会の審議、答申と結びつけて論究することが多かった。これにたいして橋口菊は近年に至り、「1943年中等学校令の成立過程と大東亜建設審議会」『教育学研究』第56巻第2号、1989年6月、において、「1943年の教育改革・中等学校令の成立に直接的なインパクトを与えたのは1942年設置の大東亜建設審議会とその答申だったのであり、その史的位相は修業年限短縮による、「敗戦に至る教育の全面的崩壊」への一齣であったととらえるべきだという注目すべき見解を述べている。
- 6) 詳細は、拙著『高校教育の展開』1979年、大月書店、の第5章「高校教育の目的の二重性をめぐる問題」を参照。
- 7) 良妻賢母主義については、さしあたり、深谷昌志『良妻賢母主義の教育』黎明書房、1966年を参照。
- 8) 『教育週報』第409号、1933年3月18日。
- 9) 橋本紀子「1930年代日本の男女共学論と共学制度実現運動——小泉郁子の共学思想と実践を中心に」『教育学研究』第49巻第3号、1982年9月、49ページ。
- 10) 朴木佳緒留「新制高等学校の家庭科の成立について——CIE文書を通して」『神戸大学教育学部研究集録』第81集、1988年9月。
- 11) 高木葉子「高等学校『家庭一般』必修化の過程と問題点」、大学家庭科研究会編『年報・家庭科教育研究』第2集、1974年1月、107ページ。
- 12) 井田恵子「男女差別と教育」『法律時報』1981年7月号。
- 13) この文章がほかにも事実にそくさない問題もふくんでいることについては、原正敏「『婦人差別撤廃条約』と教育における男女平等」『教育学研究』第49巻 第3号、1982年9月、3ページ参照。
- 14) 芦野孝一「千葉県における高校選択科目(通常普通課程)の実際について」『中等教育資料』第1巻第3号、1952年。
- 15) 『家庭科教育』第26巻第8号、1952年8月号、80ページ。
- 16) 「座談会・家庭のしくみと家庭科のあり方」『教育』第28号、1954年1月号、32~33ページ。
- 17) この改訂の経過の詳細については、拙著『高校教育の展開』の第4章「高校教育課程の性格の問題」参照。
- 18) 1950年前後にはじまった高校家庭科女子必修化運動については、高木、前掲論文を参照。
- 19) 青木誠四郎「教育課程審議会」『文部時報』第876号、1950年9月、3ページ。
- 20) 文部省初等中等教育局中等教育課『高等学校教育課程調査結果の概要(普通課程)昭和32年度』14ページ。
- 21) 同上書、15~16ページ。
- 22) 『文部時報』第989号、1960年1月。
- 23) 『全国高等学校長協会普通部会会誌』第8号、1960年4月。
- 24) 東京都立白鷗高校では、1954年度から1年生男女の家庭科2単位を必修としていた。この方式がいつまで続けられたかは不明。大和マサ『新しい家庭科のあゆみ』家政教育社、1955年参照。
- 25) たとえば、三重県高等学校「男子の家庭科選択希望と男子家庭科内容案」『家庭科教育』第25巻4号、1951年4月号によると、三重県の2校でそれぞれ1名の男子が家庭科関係科目を選択履修していた。また『家庭科教育』誌が実施した「高校家庭科の現状」に関するアンケート1951年8月号、1951年9月号、1951年10月号によると、回答を寄せた18都府県の21校中2校において、少数ではあるが男子が家庭科関係科目を選択していた。そのうちの1校富山県魚津高校の実践については、宮井ふみ「高校男生徒に家庭科を実施して」『家庭科教育』第25巻11号、1951年11月、を参照。
- 26) 安田雅子「高校家庭一般自主編成の一つの試み」『教育評論』第205号、1967年9月号。同「『家庭一般』の自主編成<男女共修>」、家庭科教育研究者連盟編『民主的家庭科教育の創造』1974年2月、明治図書、284~296ページ。同氏の実践は、『母と生活』第20巻第5号、1977年5月号から第21巻、第4号、1978年4月号まで連載された「家庭科教育わたしの歩み」などにくわしい。
- 27) 「東京都立文京高校における生活科——男女共修・家庭一般的のとりくみ」、日本教職員組合編『総合制をめざす諸実践——中等教育問題の視点』第15号、1974年1月、59~76ページ。なお同校の生活科共学実践は、1978(昭和53)年度から廃止された。『家庭科の男女共修をすすめる会会報』'80年春号、

- 1980年3月, 18ページ参照。
- 28) 京都府立高等学校家庭科研究会『「家庭一般」男女共修のあゆみ』1985年3月。
- 29) 森幸枝『男女で学ぶ新しい家庭科——京都における歩みと実践』ウイ書房, 1986年。
- 30) 京都府立高等学校家庭科研究会, 前掲書, 110ページ。森, 前掲書, 68ページ。
- 31) 長野県高等学校教職員組合, 教育文化会議・家庭科教育研究会『長野県における男女共学「家庭一般」のあゆみ』1985年12月。
- 32) 家庭科教育研究者連盟編『家教連20年のあゆみ——家庭科の男女共学ひとすじ』1988年, ドメス出版。
- 33) 『家庭科の男女共修をすすめる会会報』'84年夏号, 1984年5月, 同'86年秋号, 1986年10月。
- 34) 1989年11月10日の安田雅子氏聞きとりによる。
- 35) 同上会報, '78年夏号, 1978年6月, 2ページ。
- 36) 同上会報, '80年夏号, 1980年6月, 5ページ, なお, 同上会報, '82年春号, 1982年3月, 10ページをも参照。
- 37) なお, 家庭科の男女共修をすすめる会編『家庭科, なぜ女だけ』ドメス出版, 1977年, 同上編『家庭科, 男子にも』ドメス出版, 1982年, 参照。
- 38) 和田典子「男女共修の家庭科教育」, 一番ヶ瀬康子・奥山えみ子編『婦人解放と女子教育』勁草書房, 1975年, 166ページ。なおこの調査報告の出典は, 家教連調査部「男女共修の実態調査」『家庭科研究』第29号, 1974年5月, 33~36ページ。
- 39) 安川寿之輔「男女平等教育と日本の教育学研究」『教育学研究』第49巻第3号, 1982年9月, 12, 13ページ。
- 40) 教育制度検討委員会・梅根悟編『日本の教育改革を求めて』勁草書房, 1974年, 128ページ。
- 41) 同上書, 132ページ。
- 42) 経過の概要については, 文部省『産業教育七十年史』雇用問題研究会, 1956年, 495~498ページ参照。
- 43) くわしくは,拙著『高校教育論』の「第5章 “地域総合高校構想”批判」を参照。
- 44) 中央教育課程検討委員会『教育課程改革試案』一ツ橋書房, 1976年, 1ページ。
- 45) 同上書, 25ページ。
- 46) 全国高等学校長協会「教育課程に関する調査」『高校教育展望』1976年8月号, 114~118ページ。
- 47) この時期の理産審とくに職業教育の改善に関する委員会関係の文書については,『産業教育』第26巻, 第7号, 1976年6月臨時増刊「高等学校における職業教育の改善について」を参照。
- 48) 原正敏「勤労にかかわる体験的学習の問題点」『技術教育研究』第11号, 1977年1月。
- 49) 山下泰子「女子差別撤廃条約における男女平等」『国際法外交雑誌』第84巻, 第5号, 1985年12月。なお日教組の委嘱で組織された教育課程検討委員会編のブックレット『すべての高校生に学ぶ喜びを——改訂学習指導要領批判と私たちの課題・高校編』1989年, 134ページを参照。
- 50) 前掲9)の原正敏の論稿は,「家庭一般」の男女共学化もさることながら, 女子に対する技術教育, 職業教育の機会を拡充することこそが教育における男女平等を実現する道であることを論じたものである。
- 51) 橋本紀子「日本における男女平等教育への歩み——差別撤廃条約批准へ向けて」『賃金と社会保障』第84号, 1984年2月, 34ページ。
- 52) 『家庭科の男女共修をすすめる会会報』'84年秋号, 1984年9月, 5ページ参照。
- 53) 『内外教育』1984年12月21日。その全文は, 原正敏・向山玉雄『男女平等と技術教育——小・中・高一貫の技術教育を求めて』民衆社, 1986年, などにも収録されている。
- 54) 全文は, 原正敏・向山玉雄, 前掲書154~161ページに収録。
- 55) 家庭科教育研究者連盟「男女共学の家庭科で何を, どう教えるか——小・中・高の全体構想試案」『月刊家庭研究』1986年4月号, 35ページ。
- 56) 「『今後の家庭科教育のあり方について』(家庭科教育に関する検討会議の報告)に関する日教組見解」, 原正敏・向山玉雄編, 前掲書, 203ページ。
- 57) たとえば『家庭科の男女共修をすすめる会会報』'86年7月号外は, 教課審での審議状況を報じて「家庭科の男女共修がきました」と書いている。
- 58) 玉井美智子「『男子が家庭科を履修する』について」『月刊高校教育』1986年12月号, 60ページ。
- 59) 拙稿「普通科における職業基礎教育の充実を」前掲誌, 同号, 36ページ。
- 60) 教育課程検討委員会編, 前掲書, 134ページ。
- 61) 原正敏はこのような意見を1985年8月の第24回教育科学研究会全国大会の技術と教育分科会でのべた(『家庭科の男女共修をすすめる会会報』'85年冬号, 1985年12月, 14ページ)。しかし同集会の報告書である『教育』第460号, 1985年11月増刊号は, 同氏が共学家庭科の単位は小・中・高あわせて6単位程

高校教育課程における実生活との結合と乖離と

- 度に削減すべきだと述べたことを指摘するにとどまり、検討会議の案支持については記載していない。
- 62) 『技術と教育』第169・170合併号、1984年10月。
- 63) 技術教育研究会常任委員会「教育課程審議会『教育課程の基準の改善に関する基本方向について（中間まとめ）』に対するわたしたちの見解」『技術と教育』第187号、1986年12月。
- 64) 『技術と教育』第192・193合併号、1987年10月。
- 65) 朴木佳緒留「戦後初期家庭科論の問題構造——職業科から職業・家庭科までを対象として」『神戸大学教育学部研究集録』第74集、1985年。
- 66) 海後宗臣「中学校発足と職業・家庭科」『技術・家庭教育』第16巻第11号、1965年11月。
- 67) 職業科、職業・家庭科に直接に関連した海後宗臣の著作目録については、拙稿「職業科と家庭科の『統一』——職業・家庭科の成立をめぐる評価について」『技術教育学研究』第6号、1990年3月、を参照。
- 68) たとえば、清原道寿「中学校の産業教育」、岡津守彦編『教育課程各論——戦後日本の教育改革 7』東京大学出版会、1969年、274~278ページ参照。
- 69) 男女の共通学習という観点からみた1951年改訂の職業・家庭科の歴史的位置については、横山悦生「女子専用教科から男女に開かれた教科へ——中学校の教育課程における家庭科の位置をめぐる研究ノート」『岐阜大学教育学部研究報告（人文科学）』第37巻、1989年を参照。
- 70) 「家庭一般」「生活技術」「生活一般」の内容を批判的に検討したものとしては、教育課程検討委員会編、前掲書がくわしい。
- 71) 斎藤弘子「男女平等に基づいた『家庭一般』の男女共学を」『月刊家庭科研究』1989年2月号、9ページ。なお家教連における討議情況については、たとえば『月刊家庭科研究』1989年11月号、58、59、90ページ参照。

Relation between Instruction and Practical Life in Upper Secondary Education in Japan

Susumu SASAKI*

Up to 1947, "Sewing (Saiho)" and "Household Work (Kaji)" were subjects for girls only in primary and secondary education in Japan. The direct objective of these subjects was to train girls in skills for the household and to contribute to the cultivation of ladies' morals. But, from the viewpoint of content and method of instruction, these subjects played an important role in conjunction with instruction in practical life.

After World War II, by the first edition of the "Course of Study for Upper Secondary School" all subjects concerning home economics (including "Sewing" and "Household Work") became free elective subjects for both sexes. But in some high schools, some subjects in the area of home economics were required for female students.

In the "Course of Study" which was revised in 1955, it was desired that female students take more than 4 credits in the area of "Home Economics". In 1960 the revised "Course of Study" expected female students to earn 4 credits of "General Home Economics," and expressed the view that the object of this subject was to train girls for wifely duties. In 1970 the revised edition of "Course of Study" required all female students to learn "General Home Economics". This requirement for girls only contributed to the promotion of sex role consciousness and has been supported by conservatives.

But in the 1970s, some Home Economics teachers began to teach "General Home Economics" in coeducation from, repulsing the suppression of governmental authorities.

In 1979 the United Nations adopted the "Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women". The Japanese government signed the convention in 1980, and the National Diet ratified it in 1985. According to this convention, by the "Course of Study" which was revised in 1989, the discriminations against female students in curricula would be abolished.

The new "Course of Study" required all students in high schools to take one subject from among "General Home Economics (Katei-ippan)", "General Life (Seikatsu-ippan)", and "Techniques for Living (Seikatsu-gijutsu)". The objectives and contents of these subjects were all directly concerned with practical life. In the near future a conjugation of instruction with practical courses in upper secondary education might be possible.

* Professor, School of Education, Nagoya University.